

第127号議案 長崎市市民生活プラザ条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
【参考4】 条例施行規則で規定するもの・・・・・・・・・・	2 ～ 8

経 済 産 業 部
令和7年9月

【参考 4】 条例施行規則で規定するもの

附属設備の利用料金と減免については、条例に基づき、規則において規定する。

(1) 附属設備利用料金

ア 考え方

(ア) 附属設備利用料金の区分

施設利用料金に合わせ、ホールは利用時間帯制、会議室は1時間単位制とする。

(イ) 九州内の同規模施設を参考に設定

設置時の購入金額が不明であるため、九州内の同規模施設を参考に設定（参考料金）。
ただし、同種の附属設備がない場合は、現行料金を据え置くこととする。

参考料金が現行料金を下回る場合においても、歳入確保の観点から現行料金を据え置くこととする。

【参考４】 条例施行規則で規定するもの

イ ホールの附属設備の利用に係る基準額の改定（利用時間帯）

区 分	現 行	改 正 案
ボーダーライト	880円	890円
アッパーホリゾントライト	880円	1,660円
ロアーホリゾントライト	440円	1,190円
スポットライト（0.5キロワット）	314円	310円
ピンスポットライト	3,247円	3,240円
シーリングスポットライト	523円	680円
展示照明用スポットライト（会議室兼用）	104円	450円
調光操作装置	6,600円	6,600円
エフェクトマシン（ディスク含む）	1,152円	1,150円
音響拡声装置（アンプ、ミキサー含む）	3,980円	3,980円

【参考４】 条例施行規則で規定するもの

区 分	現 行	改 正 案
テープレコーダー	1,361円	1,360円
CDプレーヤー	942円	940円
効果用マシン	1,100円	1,240円
ダイナミックマイク	419円	520円
コンデンサーマイクA	1,571円	1,570円
コンデンサーマイクB（単一指向性）	1,152円	1,150円
ワイヤレスマイク	2,619円	2,610円
マイクスタンド	104円	110円
ハネ返りスピーカー	1,571円	1,570円
ステージスピーカー	1,644円	1,640円
ビデオプロジェクター（会議室兼用）	1,466円	1,870円

【参考４】 条例施行規則で規定するもの

区 分	現 行	改 正 案
ビデオデッキ（テレビを含む。会議室兼用）	1,571円	1,570円
ライン入力設備（会議室兼用）	628円	620円
レーザーポインター（会議室兼用）	523円	520円
ピアノ	5,447円	5,440円
平台	314円	310円
箱足	104円	100円
演台（花台2台セット）	838円	830円
司会台（会議室兼用）	314円	310円
仮設ステージ	419円	1,050円
屏風	2,619円	2,610円
指揮者用譜面台	419円	210円

【参考４】 条例施行規則で規定するもの

区 分	現 行	改 正 案
赤毛せん	209円	230円
長座布団	104円	120円
座布団	73円	70円
吊り物バトン	314円	310円
スクリーン	1,361円	1,360円
椅子	104円	100円
長机	314円	310円
展示パネル（移動型）（会議室兼用）	209円	200円
調理台	1,571円	1,570円
シャワー	628円	620円
冷暖房設備（30分間につき）	1,047円	施設利用料へ包含 するため削除
コンセント（その他）	209円	

【参考４】 条例施行規則で規定するもの

ウ 会議室の附属設備の利用に係る基準額の改定（１時間単位）

区 分		現 行 (利用時間帯)	改 正 案 (1時間単位)
テープレコーダー		1,361円	420円
CDプレイヤー		942円	290円
移動用補助ミキサー卓		2,619円	820円
ダイナミックマイク		419円	160円
コンデンサーマイク（単一指向性）		1,152円	360円
ワイヤレスマイク		2,619円	820円
ワイヤレスアンプ（マイク含む）		2,619円	820円
マイクスタンド		104円	30円
スクリーン（可搬型）		104円	30円
演台		314円	90円
椅子		104円	30円
長机		314円	90円
コンセント（その他）		209円	施設利用料へ包含 するため削除
冷暖房設備(30分間につき)	70平方メートル以上	209円	
	40平方メートル以上70平方メートル未満	104円	
	40平方メートル未満	52円	

【参考 4】 条例施行規則で規定するもの

(2) 減免

ア 共通減免適用分

項 目	現 行	改 正 案
(1) 本市及び本市の機関が自ら使用する場合及び市が主催又は共催する事業で利用するとき	全額または 8割	全額
(2) 国、他の地方公共団体、公共団体、又は公共的団体において、本市と協議等のために利用するとき	【新設】	全額
(3) 本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために利用するとき	4割	5割
(4) 本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で利用するとき	4割	5割
(5) 本市に所在する児童福祉法第 7 条に規定する児童福祉施設又は学校教育法第 1 条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）が、その目的達成のために利用するとき	7割	全額
(6) 本市に所在する社会教育関係団体が、公益性が認められる社会活動で利用するとき	4割	5割
(7) 本市に所在する自治会やまちづくり協議会、消防団などが、公益性が認められる活動で利用するとき	【新設】	5割
(8) 本市に登録する市民文化団体が、公益性が認められる活動で利用するとき	4割	5割

イ その他

項 目	現 行	改 正 案
その他市長が特に必要と認めるとき	市長が定める額	5割または 全額